

浜松市優良工事優秀技術者選考要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市及び浜松市上下水道部（以下「市」という。）の建設工事（以下「市工事」という。）の施工において、他の建設工事に携わる技術者の模範となる工事成績を収めた者を選び、「浜松市優良工事優秀技術者」（以下「優良工事優秀技術者」という。）として表彰することにより、工事現場に置かれる技術者の施工技術の向上を図り、工事品質を確保するとともに、建設業の健全な育成、発展を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項別表に定める29業種、水道管工事及び法面工事・落石防止工事をいう。

2 この要領において「技術者」とは、市から直接請負った建設工事の工事現場に施工の技術上の管理を司るため配置された主任技術者（建設業法第26条第1項）又は監理技術者（建設業法第26条第2項）をいう。

3 この要領において「評定点」とは、浜松市工事成績評定要領第7に定める工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）の評定点をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、年度内に完成した1件500万円以上の市工事（以下「対象工事」という。）に配置された技術者とする。

(選考要件)

第4条 前条に規定する対象者のうち、次の要件を備えたものを優良工事優秀技術者として選考する。

- (1) 評定点が上位の対象工事のうち、特に優良な工事に配置された技術者であること。
- (2) 工事の着手から完成までの全期間を通して現場に配置された技術者であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体による施工であった場合は、代表構成員の技術者であること。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、優良工事優秀技術者の対象としない。

- (1) 同一の技術者が配置された対象工事で65点未満の評定点を受けた場合。
- (2) 同一の技術者が配置された対象年度内に完成した市工事で、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱による文書注意以上の措置を受けた場合。
- (3) その他表彰するにふさわしくない行為があった場合。

(選考会議)

第6条 優良工事優秀技術者の選考は、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）で行う。

(表彰)

第7条 市長は、幹事会の選考に基づき、優良工事優秀技術者を決定する。

2 市長は、優良工事優秀技術者に表彰状を授与する。

附 則

1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第1条及び第2条、第3条、第4条第1項第1号、第5条第1項1号及び第4号の規定は、平成28年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に完成した工事について適用する。